

京都地方税機構職員の服務等に関する条例

平成21年8月19日
京都地方税機構条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、職員の服務の宣誓、職務に専念する義務の特例、休職の事由、分限の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第31条の規定により条例で定めることとされている職員の服務の宣誓に関し必要な事項については、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年京都府条例第5号）の例による。

(職務に専念する義務の特例)

第3条 法第35条の規定により条例で定めることとされている職務に専念する義務の特例に関し必要な事項については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年京都府条例第6号）の例による。この場合において、同条例中「人事委員会」とあるのは、「広域連合長」と読み替えるものとする。

(休職の事由)

第4条 法第27条第2項の規定により条例で定めることとされている職員の休職の事由に関し必要な事項については、職員の休職の事由に関する条例（昭和36年京都府条例第9号）の例による。

(分限の手續及び効果)

第5条 法第28条第3項の規定により条例で定めることとされている職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し必要な事項については、職員の降任等の手續及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第32号）の例による。

（令2条例2・一部改正）

(懲戒の手續及び効果)

第6条 法第29条第4項の規定により条例で定めることとされている職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項については、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第33号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。